

新型コロナウイルス感染症に伴う受給期間延長について

令和2年2月25日以降、新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状の方（風邪の症状や発熱がある方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方）、または感染拡大防止の観点からハローワークへの来所を控える方、及び新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となった方等については、これらの事情により、離職後1年の受給期間内に30日以上職業に就くことができない日が続いた場合には、受給期間延長の手続きを取ることができます。

【受給期間延長とは】

上記の理由により引き続き30日以上働くことができない期間（最大3年）を本来の受給期間（離職日の翌日から1年間）に加えることができます。

※「働くことができない期間」は失業給付の対象となりません。

※給付日数を延長するものではありません。

【申請期間】

離職日の翌日（働くことができなくなった日）から30日過ぎてから早期に

※申請期間は、受給資格に係る離職日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（延長後の受給期間が4年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）ですが、申請が遅くなると受給期

間延長を行っても所定給付日数をすべて受給できない可能性がありますので、ご注意ください。
※受給資格決定の手続き前の方については、受給資格決定と受給期間延長の手続きを同時に行うことができます。その場合は、働くことができない理由が止んだら早期に受給資格決定の手続きをしてください。

【提出書類】

受給期間延長申請書、離職票-2（受給資格決定後の方は受給資格者証）

※新型コロナウイルス感染症の影響で子の養育が必要となった方については、母子手帳の写しや世帯の住民票など、続柄や年齢の確認できる資料を添付してください。

★高年齢被保険者であった方に支給される高年齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限の延長はできません。

★受給資格決定の手続きは、ハローワークへの来所が必要になります。

★受給資格決定手続きと同時申請以外で、郵送により提出する場合は、手続き後書類をお返しするため、返信用の封筒を同封して下さい。

ご不明な点等は、下記にお尋ねください。

※例年5月は問い合わせが多いことや、今回の事態を受けての問い合わせ等でお電話が繋がりにくいことが想定されますので、ご了承願います。

八王子公共職業安定所
雇用保険課給付課
042-648-8656